

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和8年4月15日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、令和8年2月20日から令和8年3月22日まで、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 1件

3. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室
電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41443）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

| | 御意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | <p>今回の改正では、オンライン申請のみ電子提示を認め、窓口申請では紙原本を維持するとされているため、この運用差異は、利用者からの問い合わせやトラブルが想定されます。</p> <p>つきましては、</p> <ul style="list-style-type: none">・国による周知広報の実施・マイナポータル画面上での明確な説明 等 <p>の実施を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>御指摘を踏まえ、自賠償保険・共済ポータルサイトの Q&A 欄に本件についての内容を追加するなど、利用者への周知等を講じてまいります。</p> |